

## 第7次山形市農業振興基本計画策定業務委託仕様書

### 1 委託名称

第7次山形市農業振興基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、山形市が平成29年6月に策定した「第6次山形市農業振興基本計画」が令和8年度に最終年度となる事から、本市の農業振興のために10年先の将来像、方向性、目標、施策等を明らかにし、新たに「第7次山形市農業振興基本計画」を策定することを目的とする。

### 3 業務内容

本業務の委託者は、次に掲げる項目を完成させるため、本業務の委託事業者（以下「受託者」という。）に必要な指示を行い、受託者はそれに対し、的確な助言を行いながら、下記に記載する業務を円滑に遂行するものとする。

#### (1) 第7次山形市農業振興基本計画策定の方針

- ① 新計画策定にあたっては、国の食料・農業・農村基本計画や山形市のあるべき姿を描き、そこを起点にしたバックキャストの視点を用いた、山形市発展計画2030等の上位計画との整合性を図りながら計画を策定する。
- ② 消費者や農業者の意見を聞く機会を設け、生産現場の実情を把握するとともに、山形市農業戦略本部で計画の進行管理状況を踏まえた山形市の農業の課題や意見を聴取していく。その他、山形市の農業の特色や強みを、計画に反映する。
- ③ これまで山形大学農学部への委託により調査を行ってきた農業産出額調査や農産物の適地・適作調査等を含むこれまでのデータや合理的根拠を活用するなど、EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の手法を取り入れていく。
- ④ 農業における担い手不足等の課題解消や商品開発、販路拡大など更なる発展を推進するための取り組みとして、農福連携や農商工連携、農観連携、またスマート農業の技術導入などの農業DX化を計画に反映する。

#### (2) 第7次山形市農業振興基本計画作成に係る基礎調査

現状把握、課題整理及び方向性の検討のため以下の内容を実施する。

- ① 関係団体にヒアリングを実施し、農業振興に係る要望、課題を把握し整理する。ヒアリングを実施する団体については、生産者、消費者、流通関係者、農業協同組合、商工団体等とする。1回の実施時間は1～2時間程度、合計5日程度を想定している。また、ヒアリングの履行場所は、山形市が指定する山形市内の場所とする。

② アンケート調査及び分析（集計、分析、報告書の作成を含む。）

ア アンケート対象者について

対象者		予想回収率	想定設問量
市民	住民基本台帳から等間隔無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女1,500人	50%程度	A4判8枚程度で対象者に無理のない設問数
山形市内農業者	10a以上の農地（耕作面積）を持つ農業者から等間隔無作為抽出した約1,200人	50%程度	A4判8枚程度で対象者に無理のない設問数

イ 調査票の作成

委託者と協議の上、受託者が行う。設問については、今後の農業振興の方向性や課題について市民及び農業者の意向が把握できるようにする。

ウ 調査の実施

調査期間は概ね1ヵ月間とし、往信・返信用封筒の郵便料は委託者が負担し、往信、返信用封筒、挨拶文及び調査票の印刷及び封入封緘等、発送及び回収に係る作業についても、委託者が行う。

エ 集計及び分析

回収したアンケートの集計及び分析は、受託者が行う。単純集計及び地域別年齢別によるクロス集計、分析を行い、報告書を作成する。

(3) 第7次山形市農業振興基本計画の作成

計画策定の方針、基礎調査等を踏まえて、下記(4)及び(5)に記載するスケジュール等に沿って、山形市の実情に即した「第7次山形市農業振興基本計画」についての骨子案、素案を経て計画案を作成する。また、作成する計画に山形市の農業の10年後のイメージ図を組み入れ、目指すべき山形の農業を可視化する。

なお、計画期間は、令和9年度から令和18年度までとする。

(4) 山形市農政審議会等の開催に係る運営支援

山形市農政審議会（以下「審議会」という。）の開催（5回）にあたり、各会議への出席、会議資料等作成と説明、議事録作成及び会議において意見を求められた際は、適宜対応する。

また、山形市の関係部課長会議となる山形市農政審議会幹事会（以下「幹事会」という。）の開催（5回）に係る運営支援については、委託者の必要に応じて適宜対応する。

(想定スケジュール)

第1回幹事会	令和7年10月中旬
第1回審議会	令和7年11月上旬
第2回幹事会	令和8年2月上旬
第2回審議会	令和8年2月下旬
第3回幹事会	令和8年7月中旬

第3回審議会	令和8年8月上旬
第4回幹事会	令和8年10月中旬
第4回審議会	令和8年11月中旬
第5回幹事会	令和9年1月中旬
第5回審議会	令和9年2月中旬

#### (5) 業務スケジュール

令和7年	第7次山形市農業振興基本計画作成に係る基礎調査等の実施 第6次山形市農業振興基本計画の検証
令和8年3月	基本構想骨子案の策定
令和8年7月	基本構想及び第7次農業振興基本計画骨子案の策定
令和9年2月	第7次農業振興基本計画の策定

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日までとする。

#### 5 支払条件

受託者は、本業務の遂行後、年度ごとに全ての成果物を山形市に提出し、山形市の検査に合格したときは、山形市に対し、委託料の支払を請求するものとする。山形市は、受託者から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

#### 6 実施体制

- (1) 本業務の実施にあたり、管理及び統括を行う管理技術者、本業務の実務を担当する担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知すること。
- (2) 管理技術者、担当技術者はそれぞれ別の者を充てること。
- (3) 受託者は、本業務の内容について十分熟知した技術・経験を有する者を選任し、以下の要件を満たす技術者を配置すること。

##### ア 管理技術者

過去5年以内において農業に係る各種調査、公的機関発注の農業振興計画やマニュアル整備において統括する実績を有すること。

##### イ 担当技術者

過去5年以内において公的機関発注の農業振興計画やマニュアル整備の実績を有すること。

#### 7 その他留意事項

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、山形市財務規則及び労働に関する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あら

かじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (3) 本業務によって得られた成果物に係る受託者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、第三者に帰属するものを除き、山形市に帰属するものとする。また、受託者は、あらかじめ山形市から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。なお、受託者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、山形市が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。
- (4) 本委託業務に関する資料・成果品は、山形市の承認を得ずに第三者に公表、譲与、貸与または使用してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義があるときは、山形市と協議のうえ決定するものとする。

## 8 成果品

### (1) 令和7年度

基本構想骨子案の電子データ（CD-R） 一式

### (2) 令和8年度

- ・第7次山形市農業振興基本計画概要版 3,000部  
A3判両面2色刷り紙折（A3→A4）1枚
- ・第7次山形市農業振興基本計画 300部  
A4判両面カラー刷り60ページ程度
- ・その他調査実施に関する資料 一式
- ・上記各号における電子データ（CD-R） 一式

### (3) 納品場所

山形市農林部農政課

〒990-8540

山形市旅籠町2丁目3番25号

## 8 協議

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて委託者と協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに山形市に報告し、協議または指示を受けること。
- (3) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。